

# 一般社団法人全国コミュニティ財団協会

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を岡山県岡山市北区表町一丁目4番64号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、コミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ財団や地域社会についての調査研究
- (2) コミュニティ財団業務の改善についての研究企画
- (3) 関係団体、機関、官庁などに対する意見の開陳ならびに連絡
- (4) 会員の職員などに対する研修の実施ならびに会員の行う教育についての調査研究
- (5) 会員相互が連携して実施する事業の企画ならびに実施
- (6) 会員相互の親交、連絡、情報共有
- (7) 前各号に掲げる事業に付帯する又は公益に関連する事業

### 第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人の社員は、基本財産や助成金の原資を、広く多くの市民や企業などに呼びかけ寄

付を募ることによって成立させた法人で、多様な形で寄付を呼びかけることで多くの人々に、地域づくりや課題解決へ取り組みへの参加が可能になる環境をつくり出すことを目指し助成をおこなっている法人とする。

第6条 前項の社員である法人をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2. 社員となるには、本法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3. 社員は、社員である法人の代表者として、本法人に対しその権利を行使する者1名（以下「社員の代表者」という）を定め、書面により理事長に届出なければならない。

4 社員は、前項に定める社員の代表者を変更した場合、速やかに書面により理事長に届出なければならない

5 社員以外で、当法人の趣旨に賛同し当法人に参加するものを会員として、理事会が別に定める会員規約（以下、会員規約という）にて定義する。

（入会金及び会費）

第7条 社員は、会員規約に従って入会金及び会費の支払いをするものとする。

（社員資格の喪失）

第8条 社員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会の申し出

（2）解散又は合併による消滅

（3）除名

2. 社員が社員たる資格を喪失したときは、本法人に対するすべての権利を失う。

（退会）

第9条 社員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本法人に対して所定の書式にて予告するものとする。

（除名）

第10条 本法人の社員が、本法人の名誉を毀損し、目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第49条2項に定める社員総会の特別決議により社員を除名することができる。

（社員名簿）

第11条 本法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 前項の社員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成と議決権)

第13条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 毎事業年度の事業報告及び貸借対照表および損益計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(決議の省略)

第17条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 18 条 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会にて議長を選出する。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に置く。

## 第 4 章 役員

(役員の数など)

第 21 条 本法人に、次の役員を置く。

理事 5 名以上 20 名以内

監事 3 名以内

- 2, 理事のうち、1 名を会長とし、3 名以内を副会長とする。会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3, 理事のうち、5 名以内で常務理事を選出することができる。常務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする

(選任等)

第 22 条 理事、監事は、社員総会の決議によって社員の代表者もしくはそれに準ずる者の中から選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することを妨げない。

- 2, 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3, 監事は、本法人の理事や使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第 23 条 会長は、会務を統括する。

- 2, 副会長は、会長を補佐する。
- 3, 常務理事は、業務を執行し会長及び副会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2、 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2、 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3、 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4、 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くにいたった場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 役員及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間の本法人とそれの理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 29 条 本法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控

除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第30条 本法人に理事会を置く。

2, 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決定するものとして法令または本定款で定める事項の決定

### (招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2, 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数で以って行う。

2, 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2, 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

### (理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

### (基金の拠出)

第36条 本法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

### (基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払い込みなどの手続きについては、理事会が決定するものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

### (基金返還の手続き)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第41条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又は支出することができる。

3、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書

## 第8章 資産

### (財産の種類別)

第43条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2、基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたもの。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人法」という。）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産。

3、その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2、止むを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

### (財産の管理及び運用)

第45条 本法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

## 第9章 定款の変更、解散

### (定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、社員の半数以上であって社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で変更することができる。

### (解散)

第47条 本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、公益法人法第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 委員会・事務局

(委員会)

第 49 条 本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2, 委員会の委員は、会員及び学識経験者などの内から理事会が選任する。
- 3, 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4, 評議委員会については、理事会の決議により評議委員会規定を定める。

(事務局)

第 50 条 本法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2, 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3, 事務局長及び所要の職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4, 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公告)

第 51 条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 12 章 補則

(最初の事業年度)

第 52 条 本法人の最初の事業年度は、本法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 53 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

設立時社員

- 1 住所 宮城県仙台市青葉区大町二丁目6番27号  
氏名 一般財団法人 地域創造基金みやぎ  
代表理事 大滝精一
- 2 住所 福島県郡山市小原田二丁目19番地19号  
氏名 特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク  
理事長 佐久間仁一
- 3 住所 茨城県水戸市梅香二丁目1番39号茨城県労働福祉会館2階  
氏名 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・commons  
代表理事 斎藤 義則
- 4 住所 千葉県美浜区真砂五丁目21番地12号  
氏名 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇
- 5 住所 名古屋市東区代官町39-18  
氏名 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹
- 6 住所 京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町143 いづつビル3階  
氏名 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰
- 7 住所 和歌山市美園町五丁目6番12号  
氏名 公益財団法人 わかやま地元力応援基金  
代表理事 石橋 幸四郎
- 8 住所 神戸市中央区元町通六丁目7番9号秋毎ビル3階  
氏名 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団  
代表理事 下村 俊子
- 9 住所 岡山市北区表町一丁目4番64号  
氏名 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま  
代表理事 石田 篤史
- 10 住所 沖縄県那覇市首里池端町34、2階  
氏名 公益財団法人 みらいファンド沖縄  
代表理事 小阪 亘

(設立時の役員)

第54条 本法人の設立時の役員は、次の通りである。

設立時代表理事 深尾 昌峰

住所

設立時理事 鈴木 祐司

設立時理事 横田 能洋  
設立時理事 木村 真樹  
設立時理事 深尾 昌峰  
設立時理事 有井 安仁  
設立時理事 石原 達也  
設立時理事 小阪 亘  
設立時監事 川口 創  
設立時監事 平尾 剛之

(法令の準拠)

第 55 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国コミュニティ財団協会設立のため、設立時社員 公益財団法人京都地域創造基金 他 9 名の定款作成代理人 矢野孝一 は、本定款を作成し、これに署名押印する。

平成 26 年 4 月 8 日

設立時社員 一般財団法人 地域創造基金みやぎ  
代表理事 大滝精一

設立時社員 特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク  
理事長 佐久間仁一

設立時社員 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・コモンズ  
代表理事 斎藤 義則

設立時社員 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇

設立時社員 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹

設立時社員 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰



## 貸借対照表

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
2019年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	15,712,015
現 金	69,305	前 受 金	9,076,708
普通 預金	25,941,560	短期借入金	181,020
現金・預金 計	26,010,865	預 り 金	160,804
(売上債権)		未払法人税等	50,000
未 収 金	150,000	流動負債 計	25,180,547
売上債権 計	150,000	<b>負債の部合計</b>	<b>25,180,547</b>
流動資産合計	26,160,865	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
		<b>【正味財産】</b>	
		前期繰越正味財産額	1,669,481
		当期正味財産増減額	△ 689,163
		正味財産 計	980,318
		<b>正味財産の部合計</b>	<b>980,318</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>26,160,865</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>26,160,865</b>

# 正味財産増減計算書

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	850,000		
準会員受取会費	390,000		
賛助会員受取会費	300,000		
【受取寄付金】			
受取寄付金	10,251,473		
【受取助成金等】			
受取助成金	47,369,018		
【事業収益】			
事業収益	683,816		
【その他収益】			
受取利息	187		
経常収益計			59,844,494
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料手当(事業)	2,640,000		
人件費計	2,640,000		
(その他経費)			
業務委託費	45,343,349		
諸謝金	2,057,755		
印刷製本費(事業)	349,920		
会議費(事業)	407,908		
旅費交通費(事業)	7,001,083		
通信運搬費(事業)	284,301		
消耗品費(事業)	14,143		
新聞図書費(事業)	475,200		
地代家賃(事業)	300,000		
賃借料(事業)	97,680		
租税公課(事業)	400		
支払手数料(事業)	142,086		
その他経費計	56,473,825		
事業費計			59,113,825
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
旅費交通費	172,040		
通信運搬費	24,359		
消耗品費	4,889		
諸会費	1,100,000		
租税公課	10,600		
支払手数料	55,944		
雑費	2,000		
その他経費計	1,369,832		
管理費計			1,369,832
経常費用計			60,483,657
当期経常増減額			△ 639,163
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期一般正味財産増減額			△ 639,163
法人税、住民税及び事業税			50,000
当期一般正味財産増減額			△ 689,163

## 正味財産増減計算書

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日

一般正味財産期首残高	1,669,481
一般正味財産期末残高	980,318
正味財産期末残高	980,318